様式第一の記載要領第四号の表中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「又は平成26年旧措置法第42条の６第２項」及び「又は平成26年旧措置法第42条の６第３項」を削り、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までを次のように改める。

沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９第１項の表の第１号	00493	法規別表六(十三)「18」の欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９第１項の表の第２号	00494	法規別表六(十三)「18」の欄の金額
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９第１項の表の第３号	00495	法規別表六(十三)「18」の欄の金額
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の９第１項の表の第４号	00496	法規別表六(十三)「18」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「平成24年旧措置法」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同表沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却の項及び沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第１項第１号イ（償却費）	00498	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第42条の10第１項第１号イ)	00499	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第42条の10第１項第１号ロ（償却費）	00501	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第42条の10第１項第１号ロ)	00502	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第42条の10第１項第２号（償却費）	00504	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第42条の10第１項第２号)	00505	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項を次のように改める。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第１項（償却費）	00298	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00299	法規別表十六(九)「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える。

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却	第42条の12第１項（償却費）	00568	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00569	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の12第２項	00570	法規別表六(十七)「24」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の２第１項	00440	法規別表六(十八)「14」の欄の金額
	第42条の12の２第２項	00571	法規別表六(十八)「25」の欄の金額
	第42条の12の２第３項	00572	法規別表六(十八)「35」の欄の金額